

告示

埼玉県告示第三百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第八十七号、第八十九号、第九十一号及び第九十二号に規定する手数料の徴収事務	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 代表理事 飯田 成寿 東京都千代田区紀尾井町三番三十号 公益社団法人全日本不動産協会 代表理事 中村 裕昌	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日